

石岡市消防本部からのお知らせです。

建物を新築、増改築又は用途を変更して、使用を開始することについて

建物の関係者は使用を開始する7日までに、防火対象物使用開始届出書を石岡市消防長に届け出るようお願いいたします。

防火対象物使用開始届出書

(様式第3号:石岡市消防本部 HP → 届出・申請 → 政令・条例)
案内図, 配置図, 各階平面図, 消防用設備等の設計図書などを添付して, 石岡市消防本部予防課に届け出て下さい。



届出の目的は, 建物名称, 所在地情報の把握であり消防隊, 救急隊などの災害活動に活用しております。また, 消防用設備等の設置状況などを事前に審査・指導することにより, 消防法令を遵守し建物の安全を確保するための届出になります。

【居抜き等で使用の開始を考えている方は要注意！！】

消防用設備等は建物の用途, 床面積, 収容人員などによって設置基準が変わるため, 用途変更後, 新たに消防用設備等が必要になる可能性があります。

※ 居抜きでの使用, テナントの入れ替え等, 床面積の変更が無い場合でも計画段階で必ず消防本部予防課に相談して下さい。

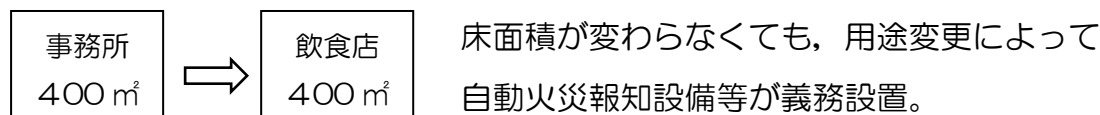
使用開始後, 消防機関の立入検査等で消防法令違反が確認された場合, 改修していただく必要があります。

消防法令違反のケース (例)

《消防法令が改正され, 新たに消防用設備が必要になる場合》

2F	事務所等 200㎡	(16) 項イ: 特定用途を含む複合用途防火対象物 改正前の法令では自動火災報知設備の設置の必要はなかったが 現法令では 300㎡以上の建物は自動火災報知設備が義務設置。
1F	飲食店等 200㎡	
		消防法令改正 施行日 平成 15 年 10 月 1 日
		猶予期間 平成 17 年 10 月 1 日まで

《空テナントを改装し飲食店等を开店する場合》



建物の規模, 変更後の用途によって, 屋内消火栓設備, スプリンクラー設備, 自動火災報知設備等の設置が必要な場合があります。

ご不明な点がございましたら, 石岡市消防本部 予防課 指導係にご相談ください。

問合せ先 石岡市消防本部 予防課 指導係
石岡市石岡一丁目2番地18
電話(予防課直通): 0299(27)6125